

資金管理料金設定の考え方

1. 資金管理料金の自動車リサイクル法上の位置付け

使用済自動車の再資源化等に関する法律第73条第6項の規定に基づき、資金管理法人は、再資源化等預託金及び情報管理預託金(再資源化預託金等、以下「リサイクル料金」という。)を預託する者に対し、リサイクル料金の管理に関し、主務大臣の認可を受けて定める料金を請求することができる、となっている。

自動車所有者からは、自動車メーカー等が公表するリサイクル料金を収受する時点(※)において、リサイクル料金とは別に資金管理料金を収受している。

※新車購入時もしくは引取業者における使用済自動車の引取時。

既販車については、制度開始後、最初の継続検査等時または継続検査時における預託は制度施行後3年間の時限措置であり、平成20年1月末に終了。

2. 資金管理料金算出の考え方

資金管理料金の算出に必要な費用算出方法、算出期間、算出期間における新車購入時預託および引取時預託の発生台数等を以下のように整理した。

(1) 資金管理料金算出期間

現行の資金管理料金を設定した際に適用した自動車の平均使用年数(11年)を見直し、直近の実績である15年を新資金管理料金算出期間と設定(15年間通算で収支均衡を図る)。

(2) 費用の算出方法

収受形態別に費用の積上げを行う。費用については、収受形態に共通する費用と収受形態別に計上するものがあり、それぞれを以下のように整理し計上する。

- ① 共通費用は収受形態別に想定預託台数で配分し計上。
- ② 収受形態別費用を計上。

(3) リサイクル料金等収受に係る委託手数料との関係

平成28年2月25日開催の第65回資金管理業務諮問委員会で審議・承認された値下げ額(新車購入時預託: ▲101円、引取時預託: ▲90円)を資金管理料金に反映する。

3. 資金管理業務に要する費用の構成要素

資金管理料金は、新車購入時又は使用済自動車の引取時にリサイクル料金とあわせて収受することとなっている。資金管理業務に要する費用の内訳を収受形態別に整理すれば以下のとおりとなる。

表1 収受形態ごとの費用構成要素

収受形態		会計上の費目	内 訳
計各 上収 で受 き形 態 費別 用に	①新車購入時 預託	新車購入時 預託関連費	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車販売業者等(自動車製造業者・輸入業者経由)に対する委託手数料(預託関連業務) ・印刷物作成・送付費 ・国土交通省((財)自動車検査登録協力会経由)、軽自動車検査協会((社)全国軽自動車協会連合会経由)からの登録情報等取得費(新車) ・理解普及活動費 <p style="text-align: right;">等</p>
	②引取時預託	引取時預託 関連費	<ul style="list-style-type: none"> ・引取業者に対する委託手数料(預託関連業務) ・リサイクル料金等収納手数料 ・印刷物作成・送付費 <p style="text-align: right;">等</p>
共各 通収 する 形 態 費 用に	①新車購入時 預託	システム費	<ul style="list-style-type: none"> ・システム保守費(資金管理法人分) ・外部ネットワーク運営費(資金管理法人分) ・ファクスシステム運営費(資金管理法人分) ・会計システム保守費(資金管理法人分) ・データセンター運営費(資金管理法人分) ・コンタクトセンター運営費(資金管理法人分) <p style="text-align: right;">等</p>
		資金運用管理費	資金運用等に関するコンサルタント費、資金運用に必要な情報機器設置・利用料
	②引取時預託	その他事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・役員報酬／給料手当(資金管理法人分) ・福利厚生費(資金管理法人分) ・倉庫賃借料 ・委員会運営費 ・登録情報等取得費(番号変更等) ・調査事務委託費 <p style="text-align: right;">等</p>
		管理費	<ul style="list-style-type: none"> ・会議費 ・旅費交通費 ・光熱水料費(資金管理法人分) ・賃借料(資金管理法人分) ・諸謝金(資金管理法人分) ・支払利息 <p style="text-align: right;">等</p>

4. 自動車製造業者・輸入業者の費用負担

自動車製造業者・輸入業者は、新たな自動車リサイクル制度の中心的役割を果たすべき存在として、資金管理法の業務運営に必要なイニシアルコスト及び一定のランニングコストを負担することについて関係者の合意が得られている。具体的には、平成 16 年 3 月 17 日開催の第 6 回産業構造審議会・中央環境審議会の自動車リサイクル合同会議において、自動車製造業者・輸入業者は、

- ① 資金管理業務に必要な基盤コストである人件費、施設管理費等の全額
- ② 情報システム機器のリース費用やメンテナンス費用、外部委託費、通信費、リサイクル料金に関する普及・広報に必要な費用、といった自動車製造業者・輸入業者も便益を受ける業務に必要な費用の原則折半額を負担するという考え方が示されている。

したがって、自動車所有者が負担する資金管理料金の算定にあたっては、資金管理業務の実施に要する費用から、自動車製造業者・輸入業者が負担することとなる上記の額を控除することが必要となる。

以上